

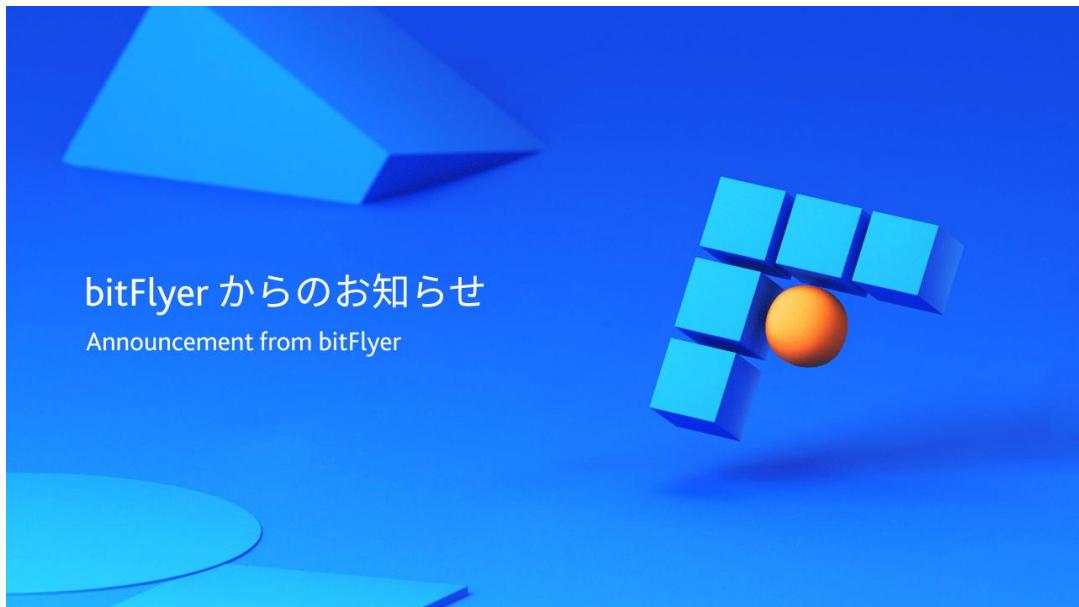


2025年12月29日
株式会社 bitFlyer

各位

実特法に基づく届出書提出に関するお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、OECD（経済協力開発機構）で合意された CARF（Crypto-Asset Reporting Framework：暗号資産等報告枠組み）に基づく、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「実特法」）の改正に伴い、お客様に対し、2026年1月1日（木）より、実特法に基づく届出書（以下「届出書」）のご提出をお願いすることをお知らせいたします。



■ CARF とは？

CARF（Crypto-Asset Reporting Framework：暗号資産等報告枠組み）は、暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、OECD が国際的な税務透明性の向上を目的として策定した新しいルールです。CARF では各国の税務当局が暗号資産の取引情報を共通の形式で収集し、適切に各国税務当局と共有することを求めていました。これにより、国境をまたぐ暗号資産取引も、利用者の居住地国等に応じた適切な課税を実現でき、税務管理の正確性向上が期待されます。CARF は国際合意に基づいて策定された枠組みであり、日本においても 2026 年から適用開始予定です。

■ 日本における対応

日本では、OECD が策定した CARF を国内制度として導入するため、実特法が改正され、暗号資産が同法の対象とされました。

これにより、暗号資産交換業者等も従来の金融機関と同様に、税務当局への情報提供義務が課されます。

この改正は 2026 年 1 月 1 日より施行され、bitFlyer を含む暗号資産交換業者等は、対象となるお客様の取引情報等を 2027 年 4 月末までに税務当局へ提供する必要があります。

本制度の導入により、国際的な税務情報の整合性が保たれるとともに、利用者の居住地国等に応じた適切な課税を行うための基盤が整備されることが期待されています。

■ 当社の対応

当社は、お客様に対し、以下の通り届出書の提出をお願いいたします。なお届出書のご提出は、届出いただくべき情報をオンライン上でご提供いただく方法により実施いたします。

1. 2026 年 1 月 1 日以降に新たに bitFlyer で口座を開設されるお客様

口座開設時に届出書の提出が必要です。

2. 2025 年 12 月 31 日時点で bitFlyer の口座をお持ちのお客様

2026 年 2 月末まで（予定）に、お客様に対し、届出書のご提出に関するご案内をいたします。ご案内の内容をご確認のうえ、2026 年 12 月 31 日までにご提出ください。

■ ご注意事項

- ・届出書の提出は、法令に基づく手続きのため、提出期日までにご提出いただけない場合は、bitFlyer サービスのご利用に制限が生じる可能性があります
- ・「2025 年 12 月 31 日時点で bitFlyer の口座をお持ちのお客様」へのご案内時期は、状況により変更となる場合があります
- ・届出書は、お客様が bitFlyer に登録されている本人情報をもとに作成されます。本人情報が最新でない場合は、事前に本人情報の更新手続きを行っていただき、最新の情報をもとに作成された届出書をご提出ください
- ・実特法の詳細は[こちら](#)をご確認ください

bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 9 年連続 No.1* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2024 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。

(日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき
当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

暗号資産は法定通貨ではありません

暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます

暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは？](#)」をご覧ください

販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です

契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>